令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 自然公園等施設整備推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 自然公園係 電話番号:058-272-1111(内 2698)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

8,900 千円(前年度予算額: 8,900 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳		
区分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財収	産 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,900	0	0	0		0	0	0	0	8,900
要求額	8,900	0	0	0		0	0	0	0	8,900
決定額	8,900	0	0	0		0	0	0	0	8,900

## 2 要求内容

# (1)要求の趣旨(現状と課題)

自然環境整備交付金事業費(国補助事業)の対象にならない県管理施設の 修繕等を行う。

#### (2)事業内容

県管理施設の現地調査等

県管理施設について、市町村や県民から被災情報を得た場合に、速やかに現地調査を行い、利用者に危険を及ぼさないよう必要な修繕または修繕方法の検討を行う。

県管理施設の修繕(工事)は、工事を前提とした視点で現地調査を行う必要があるため、環境企画課職員が直接行う。

県管理施設の修繕等

自然公園や自然歩道以外で県独自に整備した県管理施設や、施設の一部修繕、解体撤去は国補助事業の対象にならないため、県単独事業で修繕等を行う。

- · 養老山頂登山道改修工事
- ・大白川園地公衆トイレ撤去工事
- ・関ケ原エコフィールド自然観察舎撤去工事
- ・関ケ原エコフィールド自然観察舎補修工事
- ・災害や老朽化で破損した自然公園や自然歩道の看板等の解体撤去、簡易

補修。

立入禁止・落石注意等の看板制作、設置

県管理施設における危険箇所への立入禁止、落石注意など、利用者へ緊急 に危険を知らせる看板の制作、設置。

県立自然公園の現地指導

県立自然公園の利用促進を図るため、市町村からの要請等に基づき、県立 自然公園における施設整備の現地確認及び指導を行う。

# (3)県負担・補助率の考え方

県管理施設の修繕等であり、県による対応が必要。

### (4)類似事業の有無

無(自然公園等施設の一部修繕や解体撤去を対象とする既存事業はない。)

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	382	業務旅費
需用費	518	消耗品費 502 千円、公用車燃料費 16 千円
使用料	35	公用車 ETC 使用料
委託料	0	
工事請負費	7,965	養老山頂登山道改修工事、大白川園地公衆トイレ撤去工事、関ケ原
		エコフィールド自然観察舎撤去工事、関ケ原エコフィールド自然観
		察舎改修工事、長距離自然歩道倒木撤去費
合計	8,900	

# 決定額の考え方

#### 4 参考事項

- (1)国・他県の状況
  - ・自然環境整備交付金事業(国補助事業) 国立公園、国定公園、自然歩道の施設整備を行う事業で、施設の一部修繕 や解体撤去は対象外。
- (2)後年度の財政負担

継続して県管理施設の破損状況を調査し、危険な状態になっている施設を 優先して修繕等を行う。

(3)事業主体及びその妥当性

県管理施設の修繕等であり、県による対応が必要。

新規要求事業 継続要求事業

### 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか 災害や老朽化で破損した県管理施設の修繕等を行い、利用者の安全性を確 保する。

#### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の	推移	<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目	標	達成率

指標を設定することができない場合の理由

災害や老朽化で破損した県管理施設の修繕等を行う事業であり、指標等の 目標を設定することになじまない。

#### (前年度の取組)

・事業の活動内容

自然環境整備交付金事業で実施する乗鞍肩の小屋公衆トイレ改築工事(高山市)を実施するにあたり、便槽撤去のための最終清掃を実施。

関ケ原エコミュージアムの空調設備の修繕。

平湯園地のトイレの排水管が老朽化で破損したため修繕。

#### (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 災害や老朽化で破損した県管理施設の修繕等を行い、利用者の危険を回避 し、安全性を確保することができた。

#### (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い

:必要性が低い

利用者の安全性を確保するため、県管理施設の修繕等は必要で (評価) ある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

災害や老朽化で破損した県管理施設の修繕等を行っており、直 (評価) 接、利用者の安全性につながるため、効果は高い。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

県管理施設の維持管理を市町村へ委託することにより、破損施 設の早期発見、早期修繕などが可能となるなど、事業の効率化が 図られている。

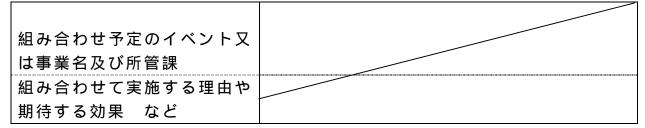
#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 過去に整備した施設の経年劣化が激しく、適宜修繕を実施していく必要が ある。

# (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

市町村と連携して破損施設を早期発見するとともに、危険な状態になって いる施設を優先して修繕等を行い、利用者の安全性を確保する。



令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 狩猟者等指導費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

19,389 千円(前年度予算額:15,752 千円)

<財源内訳>

				財	源		内	訳			
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宝叫人	スの仏	ı	連	一 般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財 源
前年度	15,752	0	0	11,011		0	0	0		0	4,741
要求額	19,389	0	0	14,705		0	0	0		0	4,684
決定額	19,389	0	0	14,705		0	0	0		0	4,684

#### 2 要求内容

- (1)要求の趣旨(現状と課題)
  - ・鳥獣保護管理事業計画に基づき、鳥獣保護管理事業の実施方針を定めると ともに、鳥獣保護区等を指定。
  - ・狩猟による死傷事故が発生。
  - ・シカ・イノシシ等の個体数の増加とそれに伴う農林水産業被害の増加。
  - ・有害鳥獣捕獲及び個体数調整捕獲の担い手である狩猟者が減少。

# (2)事業内容

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく各種手続き業務等を行う。また、狩猟者の技術向上のための研修会の開催、個体数調整の担い手である狩猟者を確保するための講習会等を開催する。

- (1)個体数管理体制整備事業(狩猟者を確保するための講習会開催)
- (2)狩猟者登録の実施
- (3)鳥獣保護区等の整備(標識の設置・撤去)
- (4)鳥獣保護区特別保護地区の状況調査
- (5)狩猟免許試験・更新の実施
- (6)狩猟者事故防止研修会の開催

- (7)一般密猟等の取締り
- (8) 愛鳥週間入賞作品等の表彰の実施
- (9)カモシカ対策の指導
- (10)捕獲技術習得実地研修制度
- (11)狩猟の魅力普及推進セミナー
- (12)狩猟者交流促進セミナー

# (3)県負担・補助率の考え方

鳥獣保護管理事業計画の策定、狩猟免許試験、狩猟免許更新及び狩猟者の登録事務の実施は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律により都道府県が実施する業務と定められており、県負担は妥当である。

# (4)類似事業の有無

無

#### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	581	狩猟免許更新講師謝金等
旅費	977	業務旅費、費用弁償
需用費	9,008	狩猟者登録、狩猟免許、狩猟免許更新、鳥獣保護区整備等消耗品
		費、燃料費等
役務費	643	狩猟者登録、鳥獣保護区整備、合格通知等郵便、電話代等
委託料	6,744	狩猟免許試験、各種講習会開催委託等
使用料	1,436	狩猟免許試験会場等
合計	19,389	

# 決定額の考え方

# 4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ第12次鳥獣保護管理事業計画 岐阜県第二種特定鳥獣管理計画

### (2)後年度の財政負担

第12次鳥獣保護管理事業計画に基づき、継続実施する必要がある。

新規要求事業 継続要求事業

#### 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

狩猟免許制度の適正な運用と狩猟者の資質向上及び野生鳥獣及びその生息 地の保護と適切な個体数調整を図ることで、人と野生動物の共存する社会づ くりを目指します。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の	)推移	<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目標	達成率
狩猟免許所持者数	3,745	4,963	5,134	4,980	5,000	
(人)	(H18)	(H29)	(H30)	(R31)	(R3)	99.6%

指標を設定することができない場合の理由

_	<u> </u>	_	_	$\overline{}$	ᇚ	<i>,</i> ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	`
′		年	ш	111	-	%H	١
		-	10	· / /	X	⇔H.	
•	13.3		<i>-</i>	~	$\neg$	\ <del>'</del>	,

1)狩猟の担い手確保講習会

新規狩猟者確保を目的とした「わな猟・銃猟」講習会を開催(令和2年度:4回開催)。

2)狩猟者登録の実施

狩猟免許所持者が岐阜県内で狩猟をするために必要な狩猟者登録事務 を実施(令和元年度:狩猟制限を行ったため、53人)。

- 3)ヤマドリの放鳥(鳥獣保護区)
  - 狩猟者に人気の高い狩猟鳥獣であるヤマドリの放鳥を行い、生息数維持と繁殖の機会増加を図った。(令和2年度:ヤマドリ30羽)
- 4) 鳥獣保護区等の整備(標識の設置・撤去) 鳥獣保護区等の新規、再指定、更新及び案内看板の設置・巡視を実施。
- 5)狩猟免許試験・更新の実施狩猟免許試験を5会場で計5回、狩猟免許更新を各地で計11回実施。
- 6)狩猟者事故防止研修会の開催狩猟免許所持者に対し猟期前に研修会を実施(令和元年度:800人参加)。

7)一般密猟等の取締り

司法警察員や自然保護監視員等による監視業務の他、有害鳥獣捕獲に関 する調査や市町村との連絡調整等の業務の実施。

8)愛鳥週間表彰

鳥獣保護思想啓発のための愛鳥週間ポスターを募集、表彰を実施。

# (前年度の成果)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく、狩猟免許 制度等に関する各種業務が適正に実施された。また、狩猟者の技術向上及び 新規狩猟者確保のための講習会の開催により、安全な狩猟の実施及び農林業 等への被害をもたらす有害鳥獣個体数の低減に貢献した。

# 2 事業の評価と課題

#### (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づ き、鳥獣保護の充実、狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩猟の確 保を図り、狩猟の適正化に資することは県の責務である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) | 試験の土曜開催、免許取得のための講習会の開催等により、平成 23 年度の狩猟免許受験者数 384 名に対し、平成 30 年度は 440 名に 増加しており、新規狩猟者の確保に貢献した。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

: 効率化は図られている

:向上の余地がある

(評価)

平日は職に就いている若い世代が参入しやすいよう免許試験を週 休日開催としたり、事故防止研修会を狩猟期の直前に実施するな ど、効率的な事業の実施に努めている。

# (今後の課題)

狩猟者の減少・高齢化により、野生鳥獣による農林業等への被害は、一層 深刻化してきており高い資質を持った狩猟者の育成が不可欠となっている。

#### (次年度の方向性)

今後も狩猟の適正化や野生鳥獣の適正な保護管理のため、市町村、県内各 警察署及び(一社)岐阜県猟友会などと連携し、有害鳥獣捕獲従事者の確保 と技術の向上に努める。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 希少野生生物保護対策費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,154 千円(前年度予算額:1,200 千円)

#### <財源内訳>

				財源		内 訳						
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宝叫人	スの仏	ı	丰		般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	1,200	0	0	0		0	0	0		0	1,2	200
要求額	1,154	0	0	0		0	0	0		0	1,	154
決定額	1,154	0	0	0		0	0	0		0	1,	154

#### 2 要求内容

### (1)要求の趣旨(現状と課題)

県内の希少野生動植物を取り巻く環境は、開発行為や外来生物による影響、業者や愛好家等による過度の捕獲・採取などにより厳しい状況にある。そのため、捕獲等の禁止、保護区での行為規制の効果を継続的に調査し検証することが必要となっている。

# (2)事業内容

指定種、保護区の調査

条例による指定候補種等の追加を行う場合に現状把握のための調査。 許可等指導

調査研究のための捕獲許可申請者等に対する指導の実施、違法捕獲防止対策の推進。

保護区の維持管理、希少種保護の啓発の実施 ホームページの充実等。

- (3)県負担・補助率の考え方 県に生息する絶滅危惧種の保護であるため、県負担は妥当。
- (4)類似事業の有無 無

# 3 事業費の積算内訳

	** * * * * * * * *	
事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	42	検討会報償費
旅費	57	検討委員会の開催、現地指導
需用費	109	保護区監視等燃料費
役務費	20	
委託料	926	生息状況調査委託
合計	1,154	

# 決定額の考え方

- 4 参考事項
- (1)後年度の財政負担 継続的実施が必要

新規要求事業継続要求事業

#### 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

県内の希少野生動植物を取り巻く環境は、開発行為や外来生物による影響、 業者やマニア等による過度の捕獲・採取などにより厳しい状況にある。

県に生息する絶滅危惧種の保護のため、岐阜県希少種保護条例に基づき、 県及び県民、民間団体や事業者等が協働して、保護と開発のバランスのとれ た公共事業等の推進や適切な保護施策の実施を促進する。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

指標を設定することができない場合の理由

施策を推進するための調査又は監視業務が主であり、目標の設定に適さない。

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
- (1)指定希少野生生物生息状況調査の実施 指定希少野生生物 16種及び保護区 5か所の現況について、生息状況 や周辺環境を有識者等からの聞き取りや現地調査等で把握した。
- (2)許可等指導の実施 調査研究のための捕獲許可指導等を実施した。

## (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 条例に基づき、調査研究や工事等に伴う指定種の捕獲許可及びそれに伴う 指導等を実施した。( 許可は各県事務所等環境課が対応)

#### (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

希少野生生物保護のため、岐阜県希少野生生物保護条例に基づ き各種保護施策を実施するものである。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

希少野生動植物の保護には、県民の参加が不可欠であり、野生 生物保護推進員や支援団体などを定め、地元に密着した保護・監 視体制により取り組んでいる。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

希少野生動植物の保護には、県民の参加が不可欠であり、野生 生物保護推進員や支援団体などを定め、地元に密着した保護・監 視体制により取り組んでいる。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

希少野生動植物の保護対策は、喫緊の課題であることから、今後、地域住民、 県民自らが保護に取り組む等のより効率的な保護対策が求められている。

## (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

生物多様性が保全されるよう、引き続き希少な野生動植物の保全に関する 情報の収集や提供を進めるとともに、「生物多様性ぎふ戦略」の普及啓発を通 じて県民意識の高揚や県民や事業者等の自主的な保全活動につなげる。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 ライチョウ保護普及推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,500 千円(前年度予算額: 3,077 千円)

<財源内訳>

				財			内	訳				
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宝叫人	7.04	ı	/ <b>主</b>	_	般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	3,077	0	0	0		0	0	2,896		0		181
要求額	1,500	0	0	0		0	0	1,500		0		0
決定額	1,500	0	0	0		0	0	1,500		0		0

## 2 要求内容

- (1)要求の趣旨(現状と課題)
  - ・県の鳥であるライチョウは、国の特別天然記念物及び「種の保存法」にて国内希少野生動植物種に指定されている。また、環境省や岐阜県のレッドリストにて絶滅危惧種に分類され、保護対策を講じるべき対象種である。
  - ・平成30年度に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定した。今後は、保護計画に記載された生息状況等調査や環境教育をはじめとした普及啓発活動を実施する。

#### (2)事業内容

ライチョウ保護計画に基づき、生息状況等調査や環境教育をはじめとした普及啓発活動を行う。

(3)県負担・補助率の考え方 岐阜県ふるさと環境保全基金を活用

# (4)類似事業の有無

無

#### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
人件費	105	
旅費	246	ライチョウ連携会議の開催
需用費	1,127	調査用品、啓発パンフレット作成
使用料	22	会議室使用料
合計	1,500	

# 決定額の考え方

### 4 参考事項

## (1)各種計画での位置づけ

国:平成26年4月、第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画を策定。平成26年11月、域外保全実施計画を策定。

県:第12次鳥獣保護管理事業計画により、鳥獣保護区、特別保護地区等で 生息地を保護。平成30年度、「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定。

### (2)国・他県の状況

国 : 南アルプス等における生息域内保全や、富山市ファミリーパークなど 6 園館において生息域外保全を実施。乗鞍岳からのライチョウ家族移 植など、絶滅山岳におけるライチョウ復活の取り組みを実施。

他県:ライチョウが生息するとされるのは本県の他に、長野県、富山県、山梨県、静岡県、新潟県である。このうち、平成 28 年度、長野県は本県と協働して御嶽山での生息調査を実施。また、長野県・富山県・静岡市が県民参加型の目撃等情報共有システムを構築。

# (3)後年度の財政負担

平成30年度に策定した保護計画を実行するための事業に係る予算

# (4)事業主体及びその妥当性

県内に生息するライチョウの保護に資するため県主体の事業として妥当。

新 規 要 求 事 業 継 続 要 求 事 業

### 1 事業の目標と成果

#### (事業目標)

ライチョウ保護計画に基づき、生息状況等調査や普及啓発活動を実施する。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移	現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(R ) (H )	(H )	( R2 )	

### 指標を設定することができない場合の理由

ライチョウの生態について多くの方に理解をしていただき、保全のための取り 組みを普及することが目的であり、定量的な成果目標を設定することが困難なた め

#### (前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)

「第19回ライチョウ会議ぎふ大会」において、一般向けのライチョウシンポジウムを開催した。

## (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

環境教育の推進により、県民にライチョウやライチョウを取り巻く自然環境に関心を持ってもらい、ライチョウ保護と生物多様性保全意識を醸成することが出来た。

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

ライチョウは、限られた場所で生息する希少な鳥であることから、 環境省や生息地を有する他自治体では保護対策が進められてい る。岐阜県として効果的で持続性のある保護対策を実施する必要 性がある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)│国や県をはじめとする様々な機関のライチョウ保全の取り組みに ついて紹介することで、ライチョウ保護や生物多様性保全の重要

性について学んでもらうことが出来た。 0

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

平成30年度に策定した保護計画に基づいて、事業を計画的に進 めることが出来ている。

 $\circ$ 

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 定期的に計画の見直しや評価を行う必要がある。

#### (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

平成30年度に策定したライチョウ保護計画に基づき、事業を進めていく。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:衛生管理費 目:衛生管理推進費

# 事業名 傷病希少種保護推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 3,190 千円(前年度予算額:3,203 千円)

#### <財源内訳>

					財源			内	訳				
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宇观人	7 O /H	В	生	1	般	
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源	
前年度	3,203	0	0	0		0	0	0		0	3,	203	
要求額	3,190	0	0	0		0	0	0		0	3,	190	
決定額	3,190	0	0	0		0	0	0		0	3,	190	

## 2 要求内容

#### (1)要求の趣旨(現状と課題)

「種の保存法」の希少種に指定されるクマタカ・ハヤブサ等の猛禽類は、 絶滅が危惧されており、希少野生生物保護推進事業の対象となる。よって、 傷病により保護された希少猛禽類については、県で治療を行い、放野を行う 必要がある。

これらの希少猛禽類は、その治療法や取扱いが特殊であり、動物病院及び 猛禽類専門施設において加療後、飛翔能力の回復や獲物獲得の訓練等を必要 とするが、一般の動物病院では長期間の飼育が困難であり、フライングケー ジ等の設備も保有していないため、県が施設の管理運営を行う必要がある。

## (2)事業内容

県内で保護された傷病野生鳥獣(傷病希少種)に対して、治療・リハビリを行い、放野を図るため、リハビリ施設の運営を行う。

傷病希少種の治療・初期リハビリテーション

傷病希少種の一次収容(軽度の場合は放鳥獣までの保護飼養を含む)への協力が可能な指定動物病院及び専門施設に、県から治療・初期リハビリテーションを依頼する。

#### リハビリ施設の運営

放野可能と見込まれる傷病希少種の受入れ・飼養・リハビリテーションの実施。

県職員を対象として、傷病希少種の保護に係る研修会を実施。

県民を対象に出前講座により人間と野生生物の適切な関わり方の普及 啓発を実施する。

県内の傷病鳥獣の相談対応等データの収集

県民から寄せられる傷病鳥獣に関する相談への対応等をとりまとめ、適切な対応に還元する。また、寄せられた相談等を感染症の発生動向調査等に活用する。

#### (3) 県負担・補助率の考え方

県の第12次鳥獣保護事業計画に基づく方針であり、県負担は妥当。

### (4)類似事業の有無

無

# 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	84	研修会講師謝金
旅費	331	講師費用弁償、研修会・搬送等に係る旅費
需用費	1,024	防疫用具、治療給餌代
役務費	66	電話代、郵便代
使用料	20	有料道路通行費
委託料	1,665	傷病野生鳥獣の治療、動物由来感染症の普及啓発費等
合計	3,190	

# 決定額の考え方

#### 4 参考事項

### (1)国・他県の状況

環境省が示した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な 指針」に基づき、保護する対象種を定め、収容及びリハビリテーション等の 対応を行っている。

#### (2)後年度の財政負担

県の希少種保護事業の推進のため、引き続き県職員による対応体制を継続する。

新規要求事業 继続要求事業

### 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか 県内の傷病希少種の治療及びリハビリテーションの実施により、個体レベ ルでの絶滅が危惧される鳥獣の保護を図る。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の	)推移	<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

指標を設定することができない場合の理由

本事業は絶滅危惧種の種の保存を目的としており、事業趣旨から数値的な目標を設定することになじまないため。

### (前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等) 岐阜県野生鳥獣リハビリセンターを設置し、希少種の保護および放鳥の受 入体制を整えた。

猛禽類取扱い研修会を開催し、県職員に対し研修を行った。

## (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 リハビリ施設の設置に伴い、傷病希少種の受入体制を整備することで、県 内で希少種の保護促進を図ることができた。

また、野生鳥獣について県ホームページに記載するとともに、相談窓口についても県ホームページにて周知した。

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

種の保存法に規定される絶滅危惧種は、個体レベルでの保護が必 要であり、生物多様性保全の目的から保護が必要である。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) | 平成26年度は収容したオオタカ1羽とハヤブサ1羽について、傷 病回復後に放鳥を行った。平成27、28年度は実績なし。

> 平成29年度はオオタカ2羽を収容し、傷病回復後に放鳥を行った。 平成30年度はハヤブサ1羽とハイタカ1羽を収容。ハヤブサは傷 病回復後に放鳥。令和元年度はハヤブサ1羽を収容。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

施設の適切な運営を図るため、岐阜県野生鳥獣リハビリセンター 運営検討委員会を設置し、運営状況を検討している。

## (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

現地職員・施設職員の猛禽類取扱い技術の習得・向上を図るため、研修会 等を継続して実施する。

人間と野生鳥獣との適切な関わり方について県民に啓発していくことが必 要である。

#### (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

傷病希少種への適正なリハビリテーションを実施し、種の保存を図る。 県民に向け、人間と野生鳥獣の適切な関わり方を出前講座等で啓発する。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 生物多樣性普及推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 920 千円(前年度予算額: 600 千円)

<財源内訳>

					財			内	訳				
X	分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宝叫人	スの出	ı	/ <b>主</b>	_	般
			支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年	度	600	0	0	0		0	0	0		0		600
要求	え額	920	0	0	0		0	0	0		0		920
決定	額	920	0	0	0		0	0	0		0		920

#### 2 要求内容

#### (1)要求の趣旨(現状と課題)

2010年の全国豊かな海づくり大会や名古屋市での COP10 の開催などにより、生物多様性への関心が高まっており、「清流の国ぎふづくり」を推進するためには、広く県民に対し、生物多様性の保全について、普及推進を図る必要がある。また、生物多様性ぎふ戦略が策定から 10 年を経過したことから、次期生物多様性国家戦略等の策定を踏まえながら、次期戦略を策定する必要がある。

行政機関が生物環境に配慮した公共事業を推進したり、民間団体等が希少動植物の保全活動等に取り組んだりするためには、生物環境に関する知識の向上だけでなく、現地に応じた実効性のある対応が必要である。

#### (2)事業内容

生物多様性の保全と持続可能な利用に関する地域戦略として策定した「生物多様性ぎふ戦略」の次期策定及び普及推進を図るとともに、県内の生物多様性の保全事業等への参考とするため、他県との連携を図る。

生物多様性ぎふ戦略の策定及び推進

- ・戦略の次期策定及び普及啓発
- ・公共工事における生物多様性配慮ガイドラインの推進

他団体との連携

- ・生物多様性自治体ネットワーク総会等への出席 全国 38 道府県、127 市町村で構成される生物多様性自治体ネットワークに加盟自治体として、また幹事として各種催事に参加する。
- ・SATOYAMA イニシアティブ推進ネットワークへの参加 全国 19 県、29 市町ほか 53 団体で構成される SATOYAMA イニシアティ ブ推進ネットワークに参加する。

生物多様性に関する各種取組みへの支援

- ・「生物多様性の本箱」登録図書の購入、送付 野鳥パートナー校に対し図書を寄付することで、広く生物多様性の 普及啓発を行う。
- (3) 県負担・補助率の考え方

生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に実施することによる豊かな県民生活が確保されるため妥当である。

(4)類似事業の有無

無

#### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細								
報償費	252	委員報償								
旅費	262	委員費用弁償及び職員業務旅費								
需用費	336	書籍購入費、啓発冊子作成								
役務費	25	通信費及び郵送料								
使用料	45	会議室使用料及び高速代								
合計	920									

# 決定額の考え方

# 4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ

生物多様性基本法第13条に基づく地域戦略「生物多様性ぎふ戦略」により 推進

(2)国・他県の状況

他県の地域戦略の策定状況:40都道県で策定

(3)後年度の財政負担

「生物多様性ぎふ戦略」は県として継続して取り組まなければならない。

新規要求事業 継続要求事業

#### 1 事業の目標と成果

# (事業目標)

岐阜県の自然・社会的特性を活かした生物多様性の保全及びその持続可能な利用に関する地域戦略として策定した「生物多様性ぎふ戦略」の普及啓発を行うとともに、戦略の内容を推進し、県内の野生動植物の生息・生育環境の回復・維持を進め、県民の生物多様性保全に対する取り組みを促進する。また、他県との情報共有を図ることにより、当県の戦略の推進に資する。

## (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指	標の	)推移		<b>現在</b> (前々年度を		目	標	達成率
										%
	(H)	( H	)_	<u>(H</u>		(H	)	( H	)	
										%
	(H)	( H	)	( H	)	( H	)	( H	)	

指標を設定することができない場合の理由

生物多様性について多くの方に理解をしていただき、保全のための取り組みを 普及することが目的であり、定量的な成果目標を設定することが困難なため。

#### (前年度の取組)

- ・生物多様性ぎふ戦略の普及推進 生物多様性に関するシンポジウムやセミナー等を通じて普及を図った。
- ・生物多様性自治体ネットワークへの参加 生物多様性自治体ネットワークの総会に参加し、他自治体担当者や活動 団体との意見交換を行った。
- ・「公共事業における生物多様性配慮ガイドライン」の推進 平成24年度に策定したガイドラインを積極的に推進した。

#### (前年度の成果)

生物多様性地域セミナー(清流の国森林環境基金により実施)の開催や自 治体ネットワークへの参加により、関係する団体と連携しながら生物多様性 保全の取り組みを推進している。

## (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

「生物多様性ぎふ戦略」に掲げた、県民にとって「好ましい自然」 とは何かをいつも、みんなで考え続ける意識の醸成・取組みの契 機づくりとして事業の必要性は高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

生物多様性保全に関する正しい理解が広まっている。一般には、 生物多様性という概念は分かりにくく、特定の生物の為の保護育 成(動物愛護)と間違われやすいなど、引き続き県民への理解を 広める必要がある。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

公共工事における生物多様性配慮ガイドラインの推進により、大 規模な公共事業の際の生物多様性保全を効果的に実施するなど効 率化を図った。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 県民、企業、ボランティア等関係団体における生物多様性保全の認識を一 層高める必要がある。

#### (次年度の方向性)

生物多様性ぎふ戦略の内容を啓発するとともに、県として公共事業におい て生物多様性への配慮を行うよう関係課等に助言していく。

また、生物多様性に関する取組みについて情報交換を行うことができる絶好 の機会である生物多様性自治体ネットワークに積極的に参加する。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	

令和 3 年度当初予算 支出科目 款:衛生費 項:環境管理費 目:環境管理推進費

# 事業名 外来生物対策推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 環境企画課 生物多様性係 電話番号:058-272-1111(内 2701)

E-mail: c11265@pref.gifu.lg.jp

# 1 事業費 381 千円(前年度予算額:445 千円)

				財	源		内	訳				
<財源	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	宝叫人	スの仏		E	_	般
内訳 >		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金 そ	その他	県	債	財	源
前年度	445	0	0	0		0	0	0		0		445
要求額	381	0	0	0		0	0	0		0		381
決定額	381	0	0	0		0	0	0		0		381

# 2 要求内容

#### (1)要求の趣旨(現状と課題)

平成 17 年 6 月 1 日、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)が施行され、特定外来生物による生態系への影響、人の生命・身体又は農林水産業への被害を防止するため、飼養、栽培、保管、運搬、譲渡、輸入、野に放つことが原則禁止された。

県では、「生物多様性ぎふ戦略」により、外来生物の影響を最小化する対策を目標としており、また、特定外来生物のうち人に危害を加えるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる6種類を「緊急に防除すべき特定外来生物」と定め、発生時の対応マニュアルを定めている。

平成 29 年 6 月には、毒性の強いヒアリが国内で初めて確認、県内でも平成 29 年 8 月にアカカミアリが岐阜市で確認されており、引き続き、「緊急に防除すべき特定外来生物」に対する迅速かつ適切な対応が必要となっている。

(緊急に防除すべき特定外来生物)

爬虫類:カミツキガメ

昆虫類:アルゼンチンアリ、アカカミアリ、ヒアリ、コカミアリ

クモ・サソリ類:ハイイロゴケグモ

# (2)事業内容

現地調査、薬剤等による防除。特定外来生物の生息状況調査及び防除について、必要な資材(専用殺虫剤及び搬送容器)の確保、有識者・専門家への鑑定(同定)体制整備

- (3)県負担・補助率の考え方 県民生活や生態系への影響を防ぐための県負担は妥当。
- (4)類似事業の有無 無

# 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細				
報償費	42	専門家への鑑定依頼				
旅費	159	専門家の現地調査鑑定費用弁償、職員業務旅費				
需用費	169	防除用具、公用車燃料費				
使用料	11	高速道路使用料				
合計	381					

# 決定額の考え方

#### 4 参考事項

(1)各種計画での位置づけ特定外来生物被害防止基本方針(平成 26 年 3 月)

## (2)国・他県の状況

- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成 26 年 6 月)
- ・地域戦略策定済み都道府県 40都道府県

## (3)後年度の財政負担

生物多様性ぎふ戦略推進のため、引き続き体制を継続する。

新規要求事業継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか 特定外来生物発生時の的確な防除 ヒアリなど強毒性の蟻の県内進入及び定着阻止、その他緊急に防除を要する外来生物生息域の縮小

# (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の	)推移	<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%
	(H )	(H )	(H )	(H )	(H )	%

指標を設定することができない場合の理由

この事業の主な目的は特定外来生物の緊急防除であるため、指標を設定することは困難である。

#### (前年度の取組)

・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等) 「特定外来生物」にかかる初期防除実施

## (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果 オオキンケイギク防除の意識啓発の向上 カミツキガメの防除

# (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

:必要性が高い :必要性が低い

(評価)

県民の生命・財産に危害が発生する恐れがある。 在来生態系に被害が生じる恐れがある。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価) │緊急防除について、的確な対応を実施している。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

:効率化は図られている :向上の余地がある

(評価)

マニュアルの策定により、県の役割を明確にした。 また、連絡体制の整備を行い、情報共有を図ることができた。

# (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 特定外来生物は、ひとたび定着してしまうと、その完全防除は困難となる ことから、県内侵入防止と県内定着抑止のため、初動体制を整える必要があ る。

# (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

特定外来生物は、今後も人的交易により国内にもたらされ続けるため、今 後も引き続き、水際対策が必要である。

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	